

はあとふる



Info. 5

今回は、障がい福祉サービス（障がい児支援、相談支援）について紹介します。

<障がい児通所系>

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

<障がい児訪問系>

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援などを行います。

<障がい児入所型>

福祉型障がい児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

<相談支援系>

計画相談支援	サービス等利用計画の作成やサービス等の利用状況等の検証（モニタリング）などを行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用計画の作成を行います。



いくつかの福祉サービスや事業所を組み合わせ利用しているお子さんも多いことと思います。かかわっている関係機関との連携を図りながら、お子さんの支援ができるといいですね。